2019年9月19日発行（臨時号）
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

宮城労働局メールマガジン

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

目　次

≪お知らせ≫
１．改正労働基準法等の説明会を多賀城市で開催
２．「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育

１．改正労働基準法等の説明会を多賀城市で開催

仙台労働基準監督署では、「働き方改革関連法等に関する説明会」を、多賀城・七ヶ浜商工会との共催で開催します。
「時間外労働の上限規制」、「年５日の年次有給休暇の確実な取得義務」等を定めた改正労働基準法などの働き方改革関連法について、詳しくご説明させていただきます。
商工会の会員以外の方、多賀城市・七ヶ浜町以外の方もご参加可能です。
詳細・お申込み方法は、下記ＵＲＬからご確認ください。

名　称　「働き方改革関連法等に関する説明会」
日　時　9月25日(水)14:00～16:00
会　場　多賀城・七ヶ浜商工会　多賀城事務所
　　　　（多賀城市伝上山3丁目1－12）
問合せ　仙台労働基準監督署
　　　　相談･支援班(第3方面)(電話022-299-9072)

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000497529.pdf

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

２．「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育

50ボルトを超える大型蓄電池を内蔵する、電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等（以下「電気自動車等」といいます。）の普及が進んでいます。

従来、これらの大型蓄電池を取り扱う整備業務は「低圧電気取扱業務」の特別教育の実施が義務付けられてきたところですが、10月1日からは、電気自動車等の整備業務による労働災害を防止するため、「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育が新たに義務付けられます。

ついては、新たに電気自動車等の整備業務に従事する労働者は、改正後のカリキュラムに基づいた特別教育の受講が必要となりますので、適切にご対応ください。

詳しくは、宮城労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署まで。

【参考】関係通達
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190813K0010.pdf

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

★バックナンバー
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2019.html

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更
https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311

・当メールマガジンは毎月１回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
・文字は、１行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつＭＳゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
・携帯メールには対応しておりません。
・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）
〒983－8585　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１
仙台第四合同庁舎
電話　022－299－8834
宮城労働局ホームページ
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/